



2018年4月6日（金）第135号

国連経社理特別協議資格NGO
 国際人権活動日本委員会
 〒170-0005東京都豊島区南大塚
 2-33-10 東京労働会館 1F
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
 e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

「人権講座」開催を提案

事務局長 松田順一

第3回UPR日本審査の報告

問題点がいっそうあきらかに

昨年の11月、日本の人権状況を審査する第3回UPR審査（普遍的・定期的審査）がジュネーブの国連人権理事会で開催されました。UPR審査とは、すべての国連加盟国が定期的にお互いの国を審査し合う制度です。今回は100を超える加盟国から日本の人権状況に関して246件の勧告が出されました。これまで日本政府は、自由権規約委員会などの人権条約機関から締約国として規約を遵守し、指摘された人権状況を国際基準に沿って改善するよう、長年にわたって勧告を受けてきました。今回のUPR審査においても多くの加盟国から指摘され改善を求められ、日本における問題点が一層明らかになりました。人権立国として当然備わっていなければならぬ個人通報制度の批准、国内人権機関の設立、そして死刑廃止については加盟国の約30カ国から勧告を受けました。雇用における女性差別、人種差別に対する勧告も多く、ヘイトスピーチ禁止法の制定や朝鮮学校の高校無償化、「代用監獄」の廃止、福島原発事故の被災者問題、メディアの独立など、さまざまな勧告が出されました。

日本政府はこれらの勧告に対し、国連人権理事会で、3月19日に口頭で回答しました。政府回答によると次のようになっています。

全面的に否定している項目は、死刑制度（国民世論や凶悪犯罪の存在など廃止は不適切）、核兵器禁止条約の署名（核兵器廃絶への基本的アプローチの違い）、「慰安婦」問題（2015年の日韓合意により最終的に解決済み）、メディアの独立性の問題（表現の自由は憲法や国内法により十分に保

障されている）などです。

朝鮮学校の高校無償化についても勧告を拒否。関係法に則って公平かつ適正に判断しているので差別ではないと回答しています。その他の多くの勧告にたいして



提案する松田事務局長

「受け入れる」と回答しているものの、個人通報制度のように40年近くも「検討している」事例もあり実際には具体的な方策を検討しているとは思えない事例が多く見られます。

新しい視点で「日本の人権」について考える

「国際人権活動日本委員会」は勧告の実現に向けてさまざまな運動を行ってきましたが、国連勧告について「従う義務なし」とする自公現政権の方針への異議とその変更を求め、国際人権の先進国を目指して、学習会「国際人権講座」を企画しています。幹事会で話し合っている段階ですが、趣旨として、①新しい視点に立って学習する。②お互いに学びあう。得意でないテーマでも気軽に参加できるようにする。③年に3回開催し、テーマをセットで発表する。④テーマは、労働者の人権、教育現場の現状、刑事司法の現状、日本の戦後補償など、グローバルな大きなテーマも含めて学習する ⑤参加人数は40人を目標。などを考えています。

最終的に企画内容が決まりましたらお知らせいたします。ご意見・ご希望などありましたら、お知らせください。

当面の日程

－第3回幹事会－

・4月23日（月）18:30～

－第3回代表者会議－

5月22日（火）18:30～

第21回総会学習会「働き方改革実現関連法案」の欺瞞 ～次期通常国会に向けて反対世論を強めよう～

働くもののいのちと健康をまもる東京センター副理事長 色部 祐（社会保険労務士）

安倍内閣の重点政策のひとつである「働き方改革関連法案」は2017年9月からの臨時国会での一大争点のひとつになつたが、事態が大きく転換し、臨時国会の冒頭9月28日に国会解散・総選挙となり、同法案は来年1月からの通常国会に上程されることとなつた。最優先課題と位置づけながら森友・加計問題での追及を逃れるための卑劣な安倍流国会私物化のやり方といえます。



講師の色部 祐さん

1 「働き方改革関連法案」の経過と構成

- 1) 9月8日に加藤厚生労働大臣が労働政策審議会に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」（働き方改革関連法案）を諮問→9月15日、労働政策審査会は労働者委員の反対を押し切って「おおむね妥当」と答申→自民党労働部会は臨時国会冒頭解散のため同法案の「閣議決定」見送り、11月1日の特別国会でも上程されず。
- 2) 働き方改革関連一括法案の構成は、8つの関連法案で構成されている。安倍流のやり方の特徴。特に反対意見が強く先送りされてきた①「高度プロフェッショナル労働制度」、②「裁量労働制の規制緩和」も含まれている→「連合」の対応は、①②に反対、時間外労働の上限規制には賛成、一本化には反対。

2 「労働時間規制」を中心

社会的にも注目を浴びている「労働時間の規制」問題を中心に検討。

日本での時短の歴史ー（『誰のための働き方改革？』世界11月号、「何のための労働時間短縮なのか」（朝倉むつ子論文参照）

- ①第1段階 1911年工場法の制定—女性と15歳未満の年少者 就業時間1日15時間
- ②第2段階 1947年労働基準法の制定—1日8時間労働制 女性・年少者の時間外労働1日2時間、週6時間、年150時間、成人男子は36協定により、上限規制なし。（※女性の上限規制はその後、男女雇用機会均等法の制定に伴う労基法の改定で撤廃）
- ③第3段階 1987年労基法の改正 労働時間の規

制緩和から労働時間短縮の議論へ。1日8時間、週40時間が本則へ。同時に弾力的な労働時間制度が導入された。

日本的特徴

「労働時間問題」は経済界主導でなされてきており、労働運動がリードすることはなかった。従つて「生活時間を取り戻す」「ワーク・ライフ・バランス」の確保 「私生活を大切にする文化」を育てない限り過労死は防止できない。

3 「働きかた改革法案」の問題点

① 「過労死」促進、残業代ゼロ法案

年収1075万以上の為替ディーラーや証券アナリスト、研究開発などに従事する専門職に適用⇒いくら働いても時間外労働、深夜・休日出勤手当も支給されない。労働基準法の労働時間規制から除外。将来的には職種の拡大、年収の切り下げが予測される。（労働者派遣法の例）

② 「裁量労働制の対象拡大」=定額の賃金で労働時間制限なし

企画型裁量労働制は、どんなに働いてもあらかじめ決められた労働時間の枠内しか賃金は支払われない。残業代は不払い、深夜・休日手当は支給される。企画型として営業に従事する労働者も広く包括し適用していく方向。

③ 「残業時間の上限規制」=過労死の危険ゾーンの残業時間を容認

1ヵ月45時間、1年360時間の残業時間を法律で制定。違反には罰則を適用。労使の間で「特別条項」を結べば、1ヵ月最大100時間未満、2~6ヵ月に渡つて平均月80時間の残業、年720時間が可能となる。現在の「脳・心臓疾患（過労死）」の労災認定基準は、発症前1ヵ月100時間以上、発症前2~6ヵ月に渡つて月80時間以上の残業が認定されれば「過労死」として労災認定される。まさに過労死容認の「上限規制」と言える。さらに過労死多発の建設、運輸、医師が規制から外されている（資料2　過労死等の月残業時間別至急決定件数 『世界』11月号 森岡孝二論文より）

④ 「同一労働同一賃金」=基本給のは是正はなく「手当」を一定配慮

現在の正規労働者非正規労働者の賃金格差を是正することをうたっているが、まさに「羊頭狗肉」。両者間の基本給での格差は不間に付し、一部の

「手当」支給について今まで非正規労働者に不支給であったのを支給するという内容が中心。同一労働同一賃金にほど遠い内容。

4、安倍「働き方改革」の狙いに抗して

「過労死」「過労自殺」の日本の現状は世界的にも厳しい目で見られている。グローバル化した世界での経済活動にもマイナス要因となっている。とりわけ電通の高橋茉莉さんの過労死事件は社会的にも大きな衝撃を与えた。大きな衝撃・反響の原因には、労働者が自分自身の働き方、働くされ

方にも共通性があること。息子や娘たち、孫たちも同様な働き方をしていることへの親たちの意識の共有があった。

安倍内閣は財界からの強い要求「日本を経済活動が一番やりやすい国」としていくために、一方では社会的世論を一定かわすため「働き方改革関連法案」の制定を狙っていると思われる。ズバリ同法案の狙いは「労働生産性の向上」「多様な就業形態の普及」であるといえよう。労働時間短縮の闘いは労働者、労働組合のみならず家族を含めた取り組みが求められる。

第21回総会

第21回総会は、12月2日、13時から東京労働会館地下会議室で行われた。参加者は31名。開会前に、色部祐さん（働く者のいのちと健康を守る東京センター副理事長）が「働き方改革実現関連法案」の欺瞞について講演を行った。

総合司会の山口文昭さんの開会挨拶に続き、塩田哲子さんと吉田典裕さんを議長に選出した。

終了後の交流会は、7月に亡くなられた「高山尚武さんありがとう」の感謝を込めて行われた。



総会会場一意見交換も楽しく

鈴木議長のあいさつ

突然の解散と総選挙で、支持率30%に落ち込んだ自公政権は、小選挙区制と野党の分裂で6割を越える議席を獲得。希望の党は安倍おろしを唱えながら安保・改憲で自民にすり寄り、前原は民進党を解党して希望の党にすり寄った。しかし、壊されかかった市民と野党の共闘がしっかり根をはり生命力を発揮し反安倍野党を作りあげた。

当面の焦点は改憲の動向。安倍政権下での9条改憲に反対の世論も45%を超え、自公の改憲意欲のズレ、安倍人気のおごり、国民の平和への強い

願いを見るなら「改憲の基盤は脆弱」との見方を得ている。

すべての人権に国際基準の光を当て国際活動を前進させよう。

憲法の生命力と輝きを確認しあい、改憲発議をさせないよう確認しあおう。



2017年度の活動報告と2018年度の課題ー松田事務局長の報告・提案

2017年度の活動報告ー昨年の第20回総会以降、12月8日の人権デーの取り組み、12月10日の学習会「国際立憲主義の実現を！」への参加。「共謀罪」反対の取り組みでは、NHK「クローズアップ現代」の取材に協力し放映された。

共謀罪については、デビッド・ケイ氏（表現の自由）・ジョセフ・ケナタッチ氏（共謀罪）の特別報告者が来日し、国谷裕子さんとスノーデン氏のスカイプを使っての対話などが行われたが、国会での十分な議論もなく成立してしまった。

第3回UPR審査のためのレポート、自由権規約リスト・オブ・イシューに向けたレポートを提



総会議長は塩田哲子さん(左)と吉田典裕さん。

出した。

2018年度の課題—①U P R審査結果の勧告を精査し、内容・情報を広く提供する。②自由権規約のリスト・オブ・イシューを受け、審査に向けてレポートの準備。③子どもの権利条約の追加報告の有無など確認。④その他一個人通報制度と国内人権機関実現のとりくみ、特に個人通報度につい

ては従来の発想と規模をこえた学習会の実現に力を入れる。争議・裁判支援、あべ政治を許さない立憲主義を守る取り組みに力を入れるとともに、緊急課題である会員の拡大・財政の健全化などにも創意と工夫で取り組む。決算報告と来年度予算については事務局次長で会計担当の大坂正さんが報告。会計監査報告は鳴海匡子さんが行った。

参加者からの発言

新井史子さん

(東京・教育の自由裁判をすすめる会) —10・23通達関連の裁判の状況とリスト・オブ・イシュー— パラ23、26・公共の福祉による人権侵害について。



新井さん

件の裁判傍聴のお願い。



鈴木さん

鈴木章治さん

(レッド・ページ反対全国連絡センター) —①レッド・ページ反対運動の現状—総会の成功と記録映画作成の訴え。②原発事故賠償職場での東電社員の労災問題について。

石賀田鶴子さん

(J A L争議団) —昨年9月、憲法28条、労組法7条違反で最高裁がJ A Lを断罪。統一要求をもとに会社と交渉中。



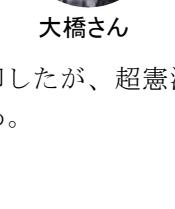
大橋さん

山口文昭さん

(新聞労連O B) —メディアの状況と慰安婦報道攻撃に対して名誉回復を求める元朝日新聞社上村隆記者の裁判支援について。

大橋 豊さん

(兵庫レッドページ反対連絡会) —「生きている間にレッド・ページに名譽回復を！」と今も闘っている。最高裁は第次請求を棄却したが、超憲法的判決に第4次再審申し立てをする。



坂屋光裕さん

(国民救援会) —①刑事再審裁判における証拠開示と取調べの可視化の全事件実施の重要性—松橋事件と今市事件を例に。②公選法の重大な問題と法改正に取り組む決意の表明。



坂屋さん

吉田典裕さん

(出版労連) —子どもの権利条約審査に向けてカウンターレポートの準備。人権より道徳教育の重視と道徳教科書の検定化がすすめられている。

梶井恵治さん

(スズキ思想差別裁判を支援する会) —鈴木裁判闘争の取り組みの報告。



梶井さん

総会アピール

総会の最後に、中野三恵子さん(スズキ思想差別裁判を支援する会)が集会アピールを朗読して提案(アピール文は別に印刷)し、拍手で確認しました。



アピールの提案は
中野三恵子さん

中澤 宏さん

(布川国賠を支援する会) ①布川国賠訴訟の現状と3月に予定されている結審について、②再審における検察官の禁止と証拠開示の制度化など、司法改革の実現の運動と今市事

総会終了後は、引き続き同じ会場で交流会を行いましたが、今年は、昨年7月7日に亡くなられた高山尚武さんを偲びつつの交流会となりました。

「公職選挙法の言論規制」は不必要・不合理

戸別訪問や事前運動は表現の自由の基本

－2月26日の院内集会で松田さん発言－

公職選挙法は、「公共の福祉のため」という理由で選挙期間中の候補者、市民の言論表現活動を包括的に規制して法律で、1950年に公布されて60年以上にわたり文書配布や戸別訪問で9万人以上の人々を検挙してきた。こうした制限は、有権者全般の政治参加を萎縮させる効果を持つ、広範で継続的な人権侵害といえる。2015年の兵庫県福崎町長選（候補者の後援会から後援会員に届いた「後援会だより」を警察が町内全域で回収し、聞き込みを行い、講演会の役員多数を呼び出し、100回以上呼び出しを受けたケースや同じ岐阜県の養父町町長選では教え子に手紙を出した元教諭が3年間も呼び出しを受けたというケースなどの事例も文書で紹介された。

自由権規約委員会からの勧告・ゼネラルコメントなど松田事務局長が報告

2017年11月に自由権規約委員会から公表されたリスト オブ イシューの思想・良心、信教の自由、表現の自由（第2条、18条、19条、25条）に関するパラグラフ24で、「政治活動に対する公職選挙法による規制を見直す計画があるか明確にするように」と、「公職選挙法」と名前を明記しての勧告が出された。

自由権規約委員会は、公職選挙法の言論制限に

関しては、1993年の第3回日本政府報告以来、審査の度に勧告を出している。2008年の第5回審査では、「公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動文書の制限」などに懸念を表明。2011年にゼネラルコメント（一般的意見）34が出され、より明確に戸別訪問の禁止と選挙運動文書の規制は、「規約上可能な範囲を超えた制限を行ってはならない」と、規約19条3項に適合していないと指摘した。第6回審査では、前回の総括所見を再度繰り返した。

2016年には、言論・表現の自由に関する特別報告者、デビッド・ケイ氏が来日し、私たちNGOも、直接ケイ氏に訴えた。昨年3月、最終報告書を人権委員会に提出。そのなかで、「現行の規制は不必要、不合理であり、撤廃する必要がある」と、明快に指摘した。

2019年予定の自由権規約審査に先立ち、自由権規約委員会から政府へのリスト・オブ・イシュー（事前質問事項）が発表されているが、パラグラフ24で「政治活動に対する公職選挙法による規制を見直す計画があるか明確にするように」と、具体的に明確に質問を出している。国際基準から見れば、選挙における戸別訪問や事前運動は、表現の自由の基本であり、決して「選挙犯罪」などではない。

高山さんありがとう！

□昨年7月7日にお亡くなりになった高山尚武さんは、国際人権活動日本委員会の前身「日本の職場における人権侵害を国際世論に訴える実行委員会」の時代（1990年代前半）からの中心メンバー。サンケイ新聞の不当な攻撃と闘いながら、労働運動と国際人権活動に熱心に取り組んで来られました。ジュネーブには団長、事務局長として参加することもしばしばでした。

高山さんは「継続は力・・」という言葉を原稿などによく書かれ、言葉にもされ、自らの活動もそれを貫いた人だと思います。「個人通報制度の実現を！」の団体署名を、暑い日にも寒い日にも重いキャリーバッグを引いて組合や団体の事務所を回り、コツコツと署名を集めてきてくださった姿が今も目に浮かびます。

「継続は力」を目にする形で教えていただいた気がします。ありがとう 高山さん。



総会終了後、高山さんの写真を
手に記念撮影

12月10日は世界人権デー。日本委員会は12月5日（火）に、人権デーの取り組みとして、外務省、法務省、文部科学省への要請行動と総務省前での人権トークとビラ配布の宣伝行動を行いました。

外務省要請

出席者一中川智博氏（外務省総合外交政策局人権人道課兼人権条約履行室・外務事務官）他2人
日本委員会からは鈴木議長他15名

冒頭、鈴木議長より要請書の趣旨を説明。

2016年「平和への権利」が採択され、2017年7月には核兵器禁止条約が成立。ICANのノーベル平和賞受賞など武器に頼らない平和のうねりがある。人権理事国日本の日本に指導的立場とリーダーシップを求めたい。デビッド・ケイ氏やケナタッチ氏など国連の人権関係の特別報告者が来日し、日本に対して問題点を指摘し、政府の対応について率直な発言をされたが、政府は「個人の発言で人権理事会とは関係ない」と共謀罪に対するケナタッチ氏の質問に答えていない。プライバシーや報道の自由に関する指摘はこれからの日本にとって大事。日本が国際人権規約を批准して50年。いまだに批准していない個人通報制度については批准に踏み切る決断をしてほしい。ユネスコへの拠出金をやめる検討をしているとも聞く。国連を国益の手段としか考えていないのではないか、多岐にわたって国連への政府の姿勢を問いただしたい。

松田事務局長一まず、提出した要請書に対する回答を頂きたい。

中川氏一本日の要請書については上司に報告する。個人通報制度については制度として注目しているが、様々な制約があり、諸外国の実態なども調査中。市民社会との対話も大切。引き続き取り組んでいく。先日のU P Rの会議には大使が出席し、日本への勧告は2018年3月に採択される予定。国連の特別報告者の件は引き続き協力していくが、事実認証がある場合は説明する。ケナタッチ氏、ケイ氏の件はすでに報告し、人権高等弁務官のHPに掲載しているので見ていただきたい。

鈴木一政府は拉致問題では特別報告者に勲章（特別旭日賞）を受与したが、ケナタッチ氏に対しては「はじき返す」という態度。国内人権機関の設置が2度とも成立しなかった理由はなにか。共謀罪が成立し、国内人権機関の必要性は強まっている。再提出を望む。国連に対して懲罰無礼な政府の態度は他国からも見られている。「国連が日本の言うことを聞かないなら金は出さない」姿勢なのか



法務省要請を終え。レンガの旧庁舎をバックに。

と感じる。正していただきたい。

松田一政府の言う「人権立国」とは言葉だけで、やっていることは違う。勧告や質問にも都合の悪いことは無視して応えない。ギャップを埋めるのは外務省の役目である。批准した条約・規約については遵守義務がある。まずは遵守すること。今日はもう時間がないが、次回は必ずきちんとした回答をお聞きしたい。

外務省一すでにお話したこと以上はない。

★要請行動で各団体・個人から出されたさまざまな違憲・問題（日の丸・君が代強制、障がい児の入・卒業式における起立強制問題、性教育の問題、介護実習生のガイドラインの問題など）については別途報告の予定。

法務省要請

法務省出席者一国際室長（吉田氏）他2名

日本委員会一松田事務局長他12名

吉田室長一国際室は国際関係の窓口、とりまとめ、調整などが主な仕事。事前にいただいた要望についてお答えできるものについてはお答えする。

松田一国連の人権機関は、日本が批准している条約・規約に基づいて日本の人権状況の審査を行なう。さまざまな勧告を出しているが、日本政府は勧告をきちんと受け止めていない。

吉田一法務省の所管でないものについてはお答えできない。5番の共謀罪（テロ等準備罪）については、組織的な犯罪が対象で国民を対象にするものではなく、言論・表現の自由を侵すものでもない。証拠開示制度については特別部会で出され、一部修正のための法律等が盛り込まれた。個人通報制度は管轄が違うのでお答えできないが注目すべき制度である。パリ原則にのっとった国内人権機関、U P Rの重視など所管事項についてお答えをした。

松田一国際組織犯罪防止条約について外務省のパンフには、「オリンピックを控え安全な日本を」ということでテロ等準備罪についてくわしく書か

れている。大臣は「国民を管理するものでない」とおっしゃたが、私たちは非常に危惧している。

日の丸・君が代強制の問題、沖縄での山城博治さんの不当逮捕・長期間の拘留、森友問題では籠池さんは起訴されていないのに、法律では勾留は原則10日間までとなっているのに、被疑者でもない人を不当に長期勾留している。こんなことが許されるのか。人権侵害ではないか。法務省としての考え方をお聞きしたい。

教育の理念などなど、法務省国際室のパンフには、基本的人権、公共の福祉、教育の理念などいろいろ書いているが、どこにも国際人権という言葉が出てこない。これが日本の現実かと驚く。

文部科学省要請

文科省へは、国際人権活動日本委員会と所属する出版労連のほか、個人情報保護条例を活かす会、東京・教育の自由裁判をすすめる会、国連に障がい児の権利を訴える会など15名が参加し、日の丸・君が代強制問題と障がい児の権利、教科書作成段階での白表紙本（申請図書）についてそれぞれ訴えました。

文科省側は9名もの係長が対応し、事前提出を求める質問の所管課がそれぞれ答えた形ですが、回答内容は「木で鼻を括る」を地で行くような内容で、NGOや国民の声は頑として聞こうとしない姿勢が顕著でした。

出版労連は、白表紙本（検定合格前の、表紙に



8名もの係長が対応した文科省要

教科名だけを印刷した本。正式には「申請図書」という)の扱いなどについて要請しました。これに絞って報告します。

2015年から16年にかけて、教科書会社が採択関係者に白表紙本を見せて意見を聞くという名目で謝礼を支払い、採択を有利にしようとしたということが大問題となり、その結果、白表紙本の扱いが極端に厳格化され、「絶対に見せてはいけない」ものとして、いわば「神聖」なものでもあるかのようにされています。しかし2005年6月11日、衆議院文部科学委員会で、矢野文科省初等中等局長（当時）は「白表紙本は教科書会社が外部に配付することを含めて自由に処分できることになっているとも述べました。そこで「細則」の法的性を問うと「大臣裁定」と答えました。あとで法律の専門家と研究者に確認したところ、「大臣裁定」に法的拘束力はないだろうとのことでした。教科書の自由の拡大につながる重要な言質を取ったと考えています。

（幹事・出版労連教科書対策部 吉田典裕）

霞が関で「人権デー」の宣伝

個人通報制度とは？

国連では、人権を保障する9つの条約があり、その条約・規約を批准した国は保障された人権を実現する努力をしなければなりません。人権侵害を受けた人が、最後までたたかたが解決できなかつたときに、国連の条約機関に直接救済を求めることができる制度、これが「個人通報制度」です。この制度を使うには、政府がこの条約を批准していることが必要ですが、日本政府は未だに批准していません。国連の人権条約のすべての委員会から24年以上にわたって強く勧告されているのに未だに「検討中」と言い続け実現を拒んでいます。

自由権規約の個人通報制度を批准している国は16カ国、寄せられた個人通報の総数は2016年で2756件、委員会が受理した件数は1155件、975件が規約違反と認定されました。これらの国では人権は着実に前進しています。

個人通報制度が導入されたら日本の人権状況はどう変わる？

日本では公職選挙法で戸別訪問は違法とされ選挙では「やってはいけない」ことばかり。自由で

個人通報制度を早く批准して



日本の人権状況を訴えた街頭宣伝行動。

民主的な選挙はできません。自由権規約委員会は日本政府に対し「政治的活動を警察、検察官、裁判所が過度に制約しないよう」勧告を出しています。個人通報制度を利用して審査を受けることになれば、個別に勧告が出されることになり、日本の人権状況は急速によくなるでしょう。また日本では、代用監獄を廃止しないために数々のえん罪被害者が生まれています。個人通報制度が実現し、国内法の国際基準への整備がすすめば、えん罪事件をなくす大きな力となるでしょう！

前号からの活動日誌

12月2日 第21回総会
12月5日 人権デーの取り組み省庁交渉と宣伝活動
12月10日 人権デー集会とデモ
12月10日 公開シンポジウム 取調べのビデオ録画～その撮り方12月2日

2018年

1月5日 東京地評 旗びらき
1月6日 戦争をさせない、安倍政権9条改悪反対新春のつどい
1月19日 ・第1回代表者会議
1月20日 日の丸・君が代 王子教会の集い
1月22日 国会開会日行動
1月23日 国際シンポ「福島の教訓」
1月26日 キャサリン・サリバンさんとの対話
1月27日 集会「改憲動向・発議をどう止めるか」
1月29日 un人権学習会「UPR審査について」
2月3日 東京争議団新春のつどい
日本ジャーナリスト会議緊急2月集会「憲法改悪発議の構え」
2月4日 選挙・政治制度改革に関する答申発刊
記念シンポ
2月8日 「個人通報制度」取り組み打ち合わせ
2月12日 多喜二祭
2月14日 三浦とし子さん裁判 判決
2月18日 NNNドキュメント・大崎事件
2月20日 東京朝鮮高校の「無償化」裁判
(東京高裁)
2月21日 JAL第6回総会
2月22日 第2回幹事会
2月25日 辺野古新基地NO！首都圏大行動
2月25日 学習会「身近な差別～性の自己決定と女性障がい者」優生保護法による強制不妊手術は何故続けられたか～

2月27日 j A Lデー 一斉宣伝（都内6駅頭）
2月26日 自由な選挙の実現をめざす集い
3月5日 日弁連シンポジウム「死刑制度の廃止を求めて～憲法と国連の活動の観点から」
3月6日・共謀罪廃止・秘密保護法廃止6の日行動 ★院内集会
戦争させない東アジアに非核・平和を
3月7日 「奨学金の会」院内集会
3月11日 反原発福島行動 集会とデモ
3月13日 国際人権・第2回「個人通報制度」会議
「共謀罪」日弁連院内学習会
3月13日～16日昼 (12時～13時 18時～)
国会前連続行動森友学園疑惑徹底追及！
安倍政権は総辞職を
3月15日 「土曜講座」打ち合わせ
3月18日 商社九条の会・講演会
3月19日 国会議員会館前集会
3月20日 朝鮮高校無償化問題裁判(高裁)
3月22日 第2回代表者会議
3月23日 un-jinken 第25回学習会「ソン・シンドさんの人生と「日韓合意」



総会後の交流会で熱心に話し込む色部さんと大橋さん

当面の行動日程

★国民救援会 創立90周年記念講演会
講演 渡辺 治 「安倍9条改憲と国民のたたかい」(仮称) 4月13日(金)15時開会
豊島区立南大塚ホール
★オスプレイ配備反対集会開催宣言集会4・16
議員会館に行こう 4月16日(月)13時30分
衆議院 第1議員会館地下1階・大会議室
地下1階・大会議室
★あたりまえの社会を考えるシンポジウム一貧困・格差の現場から 4月20日(金)18時30分～
北とぴあさくらホール シンポジスト/前川喜平さん、雨宮処凜さん、明石千衣子さん
他 主催/安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合
★第4回幹事会 4月23日(月) 18時30分～
東京労働会館5階会議室

★9条改憲NO！平和といのちと人権を！

5・3憲法集会 5月3日(木・休) 11時
有明・東京臨海防災公園

★憲法記念行事シンポジウム「憲法改正と国投票」～私たちの責任を考える

5月12日(土) 13時～ 弁護士会館 クレオ
基調講演/愛敬浩二さん「改憲問題と国民投票」、パネルディスカッションなど。

★第3回代表者会議 5月22日(火)

18時30分～ 東京労働会館5階会議室

★un-jinken第26回学習会「婚外子差別を国連に訴えて」 5月31日(木)18時30分～スマイル中野 4階多目的室 講師/田中須美子(なくそ
う戸籍と婚外子差別・交流会)資料代500円